

射水市スクールバス運行業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、射水市スクールバスの運行業務について、公募型プロポーザル方式により運行業者を選定するために必要な事項を定めるもの。

2 業務委託の概要

射水市立東明小学校、小杉小学校、大門小学校の3小学校のスクールバス運行業務委託。

(1) 業務委託名

業務1：射水市立東明小学校スクールバス運行業務委託

業務2：射水市立小杉小学校スクールバス運行業務委託

業務3：射水市立大門小学校スクールバス運行業務委託

(2) 業務委託の内容

別紙 業務1：「射水市立東明小学校スクールバス運行業務委託仕様書」

業務2：「射水市立小杉小学校スクールバス運行業務委託仕様書」

業務3：「射水市立大門小学校スクールバス運行業務委託仕様書」 のとおり

(3) 業務委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 委託料の上限額

ア 運行委託業務の金額（消費税及び地方消費税を含む。）

業務1：東明小学校 年額 9,834,800円

業務2：小杉小学校 年額 5,764,800円

業務3：大門小学校 年額49,476,900円

イ 校外学習等の一時的利用（消費税及び地方消費税を含む。）

業務1：東明小学校 1時間あたり5,225円

業務2：小杉小学校 1時間あたり5,225円

ウ 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約とする。令和8年度以降において、歳出予算の該当金額について、変更があった場合、発注者はこの契約を変更又は解除することができる。

エ 令和8年度以降の委託料については、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託料が不相当となった場合、発注者及び受注者が協議の上、この契約を変更することができる。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による制限を受ける者でないこと。
- (2) 税の滞納がないこと。
- (3) 申請者の代表者、役員又はその使用人が射水市暴力団排除条例（平成24年射水市条例

第1号) 第2条第2号及び第3号に該当しないこと。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申し立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後であって、本件入札に参加することについて支障がないと認められる者を除く。
- (5) 富山県内に本社、支店、営業所等を有しており、コミュニティバス(乗合バス)又はスクールバスの運行実績があること。
- (6) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

4 プロポーザル実施日程

- (1) 質問受付期間、提出場所及び方法

受付期間：令和7年1月16日(木)正午まで(必着)

- ・質問については、学校教育課まで電子メールにて質問書(任意様式)を提出すること。
- ・受付期間より後に提出された質問は一切受け付けない。
- ・質問の回答は令和7年1月17日(金)正午までに電子メールで回答及び市ホームページに掲載する。なお、質問書に対する回答は、本要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

- (2) 申請書類の提出期間及び方法

受付期間：令和7年1月22日(水)午後5時まで(必着)

- ・プロポーザルに参加する事業者は、申請書類を学校教育課まで郵送又は持参にて提出すること。
- ・詳細については「5 企画提案書等の提出」を参照すること。

- (3) プレゼンテーションの実施

提出された提案書及び提案書の内容に係るプレゼンテーション等の評価を行う。

実施日：令和7年1月28日(火)

- ・実施時間については令和7年1月24日(金)に通知する。

- (4) 審査結果の通知

結果通知日：令和7年1月31日(金)までに各事業者へ通知する。

- ・審査結果についての異議申立て及び問合せ等は一切受け付けない。
- ・審査内容については、一切開示しない。

- (5) 契約の締結

審査結果に基づき、優先交渉権者と契約の締結交渉を行う。

契約締結日：令和7年2月中旬

- ・契約者は、本要領及び仕様書のほか、提案者が作成する提案書に記載の項目については、責任を持って履行すること。

5 企画提案書等の提出

企画提案書等の資料を以下に示す期限までに提出すること。

契約は運行業務ごとに行うため、企画提案書並びに見積書は運行業務ごとに提出すること。
なお、企画提案を辞退される運行業務がある場合は別紙「辞退届」を企画提案書提出期限までに提出すること。

- (1) 提出期限：令和7年1月22日（水） 午後5時まで（必着）
- (2) 提出場所：射水市教育委員会学校教育課
- (3) 提出方法：持参又は郵送
- (4) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式） 運行業務ごとに8部

- (ア) 子どもたちの安全管理全般に関することについて
- (イ) 運行管理体制について
- (ウ) スクールバスやコミュニティバス等の実績について
- (エ) 社員の健康管理体制及び安全教育等、研修体制や研修実態について
- (オ) 校外学習等の一時的利用の運行対応について ※「業務1」、「業務2」のみ提出
- (カ) 事故や車両故障等の突発時、及び緊急時や災害時における運行時刻・ルートの変更への対応について（予備車両の配置、車内カメラ装備）
- (キ) 学校行事に合わせた休日の業務振替の対応について
- (ク) 使用車両について（年式、バス定員等） ※「業務3」のみ提出
- (ケ) 児童の乗車時における保険の対応について（加入内容等） ※「業務3」のみ提出
- (コ) 特別提案について
- (サ) その他

イ 見積書（任意様式） 運行業務ごとに1部

- (ア) 登下校
 - ・見積金額は消費税及び地方消費税を抜いたものをアラビア数字で記入し、頭文字の前に¥を付して記入すること。
 - ・見積金額は運行業務の総額及び年度ごとの金額を記載すること。
 - ・任意様式により年度ごとの見積金額の内訳を作成し、人員配置と経費負担の内訳が分かるように記載すること。
- (イ) 校外学習等の一時的利用 ※「業務1」、「業務2」のみ提出
 - ・見積金額は消費税及び地方消費税を抜いたものをアラビア数字で記入し、頭文字の前に¥を付して記入すること。

6 選定委員会（プレゼンテーション）

企画提案書に記載した内容について、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。
採点は、提案書に基づき5名で行う。

- (1) 実施日：令和7年1月28日（火）（木）午後
※時間・場所などについては後日連絡する。
- (2) 留意事項

- ア 本プレゼンテーションは運行業務ごとに行う。
- イ 説明時間は10分以内として、質疑応答時間は約10分とする。
- ウ 本プレゼンテーションに係る費用は、提出者の負担とする。
- エ 提出書類は返却しない。

7 契約手続

評価点数の総合計が最も高い提案を行った者を候補者として選定する。候補者とされた運行事業者と優先的に随意契約に係る協議を行う。協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、協議が整わなかった場合には、次順位の者を新たな候補者に選定する。

8 書類等提出及び連絡先

担当部署：射水市教育委員会学校教育課学校教育係

住所：〒939-0294 射水市新開発410番地1

電話番号：0766-51-6635

F A X：0766-51-6662

E-mail：gakkou@city.imizu.lg.jp